（記載要領）

1　単位が「%」の欄は小数点第2以下を切り捨てる。

2　「1　特定贈与認定中小企業者（特定相続認定中小企業者）について」の「事業年度の期間」については、1年間に2期以上の事業年度を持つ場合には、同様の欄を追加して記載する。

3　「2　売上割合」の「災害等直前事業年度における売上金額」については、1年間に2期以上の事業年度を持つ場合には、同様の欄を追加して記載する。

4　「2　売上割合」の「売上事業年度における売上金額」については、1年間に2期以上の事業年度を持つ場合には、同様の欄を追加して記載する。

**附　則**

（施行期日）

**第一条**　この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

**第二条**　この省令による改正前の中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（以下「旧規則」という。）第十二条の規定により経済産業大臣に対してされた報告又は経済産業大臣がした確認は、それぞれこの省令による改正後の中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第十二条の規定により都道府県知事に対してされた報告又は都道府県知事がした確認とみなす。

2　旧規則第十三条第三項若しくは第十六条第三項（第十七項第四項の規定により準用する場合を含む。）の規定により経済産業大臣がした確認又はこの省令の施行の際現に第十三条第一項、第十六条第一項、第十七条第一項若しくは第二項の規定により経済産業大臣に対してされている確認の申請は、それぞれ新規則第十三条第三項若しくは第十六条第三項（第十七項第四項の規定により準用する場合を含む。）の規定により都道府県知事がした確認又は新規則第十三条第一項、第十六条第一項、第十七条第一項若しくは第二項の規定により都道府県知事に対してされている確認の申請とみなす。

3　旧規則第九条第一項から第三項まで、第十三条第四項及び第十八条第一項の規定により経済産業大臣がした認定の取消し又はこの省令施行の際現に第九条第五項及び第十八項第二項の規定により経済産業大臣に対してされている取消しの申請は、それぞれ新規則第九条第一項から第三項まで、第十三条第四項及び第十八条第一項の規定により都道府県知事がした認定の取消し又は新規則第九条第五項及び第十八項第二項の規定により都道府県知事に対してされている取消しの申請とみなす。

**第三条**　次に掲げる者は、新規則第九条第二項に規定する特別贈与認定中小企業者又は第九条第三項に規定する特別相続認定中小企業者（以下、総称して「特別認定中小企業者等」という。）とみなして、新規則第一条第六項、第九条第二項第三号及び第三項第三号、第十条第四項及び第五項、第十一条第四項の表第九条第二項第三号の項、同条第五項の表第九条第三項第三号の項及び同条第五項の表第六条第三項の規定による読替え後の第九条第三項第三号の項、第十二条第十一項第二号、第十三条第一項及び第二項、第十三条の二、第十三条の三、並びに第十三条の四（第十三条の二、第十三条の三、及び第十三条の四の規定については、平成二十八年四月一日以後に発生した新規則第一条第十五項に規定する災害等により新規則第十三条の二第一項各号に掲げる事由に該当することとなった場合に限る。）の規定を適用する。

一　中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成二十二年三月三一日経済産業省令第十七号）附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされた者

二　中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成二十三年六月三〇日経済産業省令第三六号）附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされた者

三　中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成二十五年七月一日経済産業省令第三五号）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた者

**第四条**　前条に掲げる者に対する次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

| | |
|---|---|
| 新規則第九条第二項第三号 | 贈与認定中小企業者の経営承継受贈者の贈与税申告期限の翌日から当該認定の有効期限までの期間（同じ。）の末日又は臨時贈与報告基準日（同条第十一項の臨時贈与報告基準日をいう。）（以下この表において「臨時贈与報告基準日」という。）から当該臨時贈与報告基準日までの期間（同じ。）の末日（当該特別贈与認定中小企業者の常時使用する従業員の数が、当該贈与認定中小企業者の経営承継受贈者の贈与税申告期限の翌日から当該認定の有効期限までの期間内に当該贈与認定中小企業者の経営承継受贈者の贈与税申告期限の翌日から当該臨時贈与報告基準日